

令和 5 年度香川地方最低賃金審議会
第 1 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 7 月 21 日(金)
高松サポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者	公益代表委員	東、春日川、柴田
	労働者代表委員	立石、中村、三屋
	使用者代表委員	奥田、窪田、渡部

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会
運営規程」等について
 - (3) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
 - (4) その他

○賃金室長

ただ今から令和 5 年度香川地方最低賃金審議会第 1 回香
川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、委員 9 名全員が出席されておりますので、最低賃
金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりま
すことをご報告いたします。

本日は、傍聴人はおりません。

なお、本日は第 1 回目の部会ですので、部会長、部会長代
理が選出されますまでの間、事務局で議事進行をさせてい
ただきます。

それでは、初めに神田労働基準部長からご挨拶を申し上
げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の神田でございます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、令和5年度の香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さまご多忙にもかかわらず、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本専門部会では、香川県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことを目的に設置されております。

本日は、第1回目専門部会でございますので、部会長及び部会長代理の選任、本専門部会運営規程のほか、香川県最低賃金額と生活保護費との比較の審議等を予定しております。

現在、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において、令和5年度の地域別最低賃金改定の目安について議論されているところでございます。詳細についての連絡は今のところございませんが、今後、中央最低賃金審議会において答申が出されましたら、その結果も踏まえつつ審議を進めていただくこととしておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後になりますけれども、本専門部会での議論を深めていただき、全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料 No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金
専門部会委員名簿

資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金
専門部会運営規程

資料 No. 3 令和3年度 香川県最低賃金額と生活保護
費との比較

資料 No. 4 主要統計資料

で、主要統計資料は、4-1から4-17まで資料がございます。

これと、委員から追加要望資料として昨年度の専門部会の資料としてお配りした資料と同じものとして

資料 No. 5-1 業務改善助成金利用状況

資料 No. 5-2 新型コロナウイルス感染症に係る雇用
調整助成金の利用状況

資料 No. 5-3 香川労働局・労働基準監督署では、パート
ナーシップによる価値創造のための転
嫁円滑化の取組を実施にかかるリーフレッ
ト

以上をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

1 ページ資料 No. 1 に戻っていただきまして、名簿を配付
しておりますのでご覧いただけますでしょうか。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、春日川委員、柴田
委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、立石委員、中村委
員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、奥田委員、窪田委
員、渡部委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」でございます。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会について準用することとなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出していただくこととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してまいったところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するというので、よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意によりまして、部会長に柴田委員、部会長代理に東委員と伺っておりますが、部会長及び部会長代理について、お諮りいたします。いかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

異議がないということで、ありがとうございました。

それでは、柴田部会長、東部会長代理に、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○柴田部会長

一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様のご承認を頂きまして、部会長の職を仰せつかることとなりました柴田でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でそれぞれのご主張がおありと思っておりますけれども、労使の合意が図られますよう十分な審議を尽くしていきたいと考えております。

また、毎年のお願いではございますけれども、今年は全会一致での答申になりますよう何卒お願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

それでは、本年度もどうぞよろしく願いいたします。

○東部会長代理

部会長代理に選出されました東でございます。

部会長を補佐しまして、この専門部会の適正、円滑な審議に努めて参りたいと思っております。委員の皆様のご協力をよろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○賃金室長

ありがとうございます。

部会長、部会長代理が選出されましたので、今後の議事進行につきましては、部会長をお願いしたいと思います。

柴田部会長、よろしく願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題（２）の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程等について」です。

部会の公開について、皆様の意見をお伺いしたいので事

務局からどのような規程になっているのか説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、ご説明いたします。

3 ページ資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

会議の招集については、第4条に、会議の議事については、第6条に規定されているところでございます。また、会議の公開については、次のページの第7条に規定されています。第7条では「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。さらに、第8条第2項には「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされています。

これらの規定を踏まえ、昨年度は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

第2回以降の会議は非公開とし、議事要旨を公開しています。

また、第8条第1項には「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」とされています。

以上でございます。

○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○立石委員

質問なんですけども、専門部会のまずは公開についてなんですけども、第1回の公開が昨年からは始まりまして、今回、2回、3回、4回というところの公開については、三者が揃ったところもあるんですけども、最後の公労使が集まったところ、ここではその会議の労使の金額が毎回出てくるんです。

その金額を他の本審委員が知る前に傍聴の方が知ってしまうというのは、公開の透明性という点では違うかもしれませんが、本審委員の方も情報としては知っておくべきではないのかなというところから考えますと、そこは非公開にさせていただいた方が、その次の審議に関わってくると思いますので。

三者が揃った前半はいいんですけども、後半、最後の三者が揃ったところは非公開でお願いできたらなと思っております。

以上でございます。

○柴田部会長

はい。今、ご意見は承りました。

他にご意見はございますか。特に今事務局からいただいたご説明についてご意見、ご質問等いただければと思いますけれども。

それでは今立石委員からご意見はお受けしたところではございますけれども、私の方からも少し意見を述べさせていただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、部会の公開に関しては、規程によると原則公開で「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議や資料について非公開とすることができるとなっておりますが、本年度の取り扱いにつきましても、まず私の意見を述べさせていただければと思います。そして皆様のご意見を伺ったうえで最終的に決定させていただきたいと思っております。

それでは、私の意見でございますけれども、先ほど立石委員からご指摘がありましたように、第2回の会議から、具体的な金額審議などを行っていくこととなります。

部会の会議のうち、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、結審することとなる回の部会につきましても、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議以外の部分につきましても、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、会議を非公開にせざるを得ないのではないかと思います。

公開する部分につきましても、議事録、資料を公開することとし、非公開とする部分につきましても、議事要旨を作成して公開することにしたら良いのではないかと思います。

今回このようにご提案させていただいてますけれども、本年度一度このような形で実施させていただいて、その結果公開について来年度さらに検討する余地、更に進めるかど

うか検討する余地はあると考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

若干立石委員のお考えと異なるところもあると思いますけれども、基本的には公労・公使の金額審議については非公開、その他冒頭の三者の会議につきましてもは公開、ただ結審することになる回につきましてもは、若干私の方も率直な意見交換ができるかどうか懸念しているところもございますので、今年是非公開とさせていただいて、様子を見まして、来年度に向けて検討していければいいのかと思います。

今年度はそれにつきましてもは非公開で進めさせていただければと思っているところでございます。

皆様ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは、少し整理させていただきまして、まず香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましてもは、公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、結審することとなる回につきましてもは、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使委員で行う会議以外の部分につきましてもは非公開とします。

公開する部分につきましてもは、議事録、資料を公開することとし、非公開とする部分につきましてもは、議事要旨を作成して公開することにします。

本年度実施した結果をもとに、公開、非公開について来年度さらに検討することとします。

また、議事録につきましてもは、7月4日に開催された第1回本審で指名させていただいたとおり、労働者代表委員は

立石委員、使用者代表委員は窪田委員にお願いし、お二人がご欠席の場合は、それぞれ三屋委員、渡部委員にお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

それでは公開・非公開については今申しましたとおりにさせていただきます。ありがとうございます。

○柴田部会長

次に、議題（３）に移らせていただきます。

「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金係長

５ページ資料 No. ３の「令和３年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」をご覧ください。

生活保護費との比較につきましては、最低賃金法第９条第３項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定められております。

最低賃金と生活保護費の比較については、地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢、及び世帯構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されるという違いがあります。

このため、平成20年度の中央最低賃金審議会と比較方法を整理して比較を行っています。

今年度におきましても、その比較方法により、令和3年度発効の香川県最低賃金 時間額848円と令和3年度の香川県の生活保護費とを比較しております。

中段をご覧ください。令和3年度の最低賃金額848円に法定労働時間に基づいた月の労働時間数173.8時間と可処分所得率0.816を掛けると、月額の手取り額120,264円となります。

生活保護費は、生活扶助基準である1類費、2類費、冬季加算、期末一時扶助費に住宅扶助を合算すると94,512円となります。

この差額が月額25,752円で、時間額では182円となり、令和3年度においては、最低賃金額が生活保護費より上回っております。

以上です。

○柴田部会長

それではただ今、香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

それでは、7ページ資料 No. 4 の主要統計資料について説明させていただきます。こちらは、最低賃金額の審議の参考としていただくための、香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の本年度の賃金改定状況調査結果等でございます。

9 ページ資料 4 - 1 は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成 24 年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去 11 年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

昨年度は、引上げ額 30 円、引上げ率 3.54%、未満率 1.0%、影響率 13.2%でした。

未満率というのは、その時点で定められている最低賃金額を下回る労働者の割合で、影響率というのは、改正された時の賃金額を下回る労働者の割合でございます。

11 ページ資料 4 - 2 は、香川の賃金概況です。7 月 4 日の本審の資料と同じもので、令和 4 年 6 月分の賃金についての調査結果でございます。

12 ページ項目 1 は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女計でございます。きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額のいずれにおきましても、香川は四国内では一番高くなっております。

13 ページ項目 2 は、都道府県別の決まって支給する現金給与額、所定内給与額、及び年間賞与その他特別給与額の男女別でございます。

14 ページ項目 3 は一般労働者の所定内給与額の推移でございます。14 ページ、15 ページが所定内給与額の推移となっておりまして、16 ページ項目 4 は短時間労働者の時間給の推移でございます。16 ページ、17 ページが短時間労働者の時間給の推移となっておりまして、18 ページ項目 5 は短時間労働者の男女別産業別の時間給額及び年間賞与その他特別給与額で、男女別、産業別の 1 時間当たり時間給額等のデータでございます。

19 ページ項目 6 は、職種別所定内給与額で、香川と全国の比較です。

20 ページ項目 7 は、男女別年齢階級別の所定内給与額の格差で、香川と全国との格差のグラフでございます。

21 ページ項目 8 は、香川県の男女別学歴別所定内給与額の推移及び東京都との格差で、所定内給与額の推移と、東京を 100 とした格差の推移でございます。

23 ページ資料 4 - 3 は、令和 5 年賃金改定状況調査結果、今年 6 月 1 日現在の全国調査の結果でございます。28 ページ第 4 表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。B ランクと C ランクにつきましてはランク制が変わりまして、新ランクに合わせて組替集計されております。昨年(令和 4 年)の第 4 表①は、A から D ランクまでであったのですが、ランク制が A から C に変わりましたことから、新ランクに合わせて組替集計がされているということでございます。香川県が属しております B ランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和 4 年 1.4% → 令和 5 年 2.0%、全体では、令和 4 年 1.5% → 令和 5 年 2.1% となっております。

35 ページ資料 4 - 4 は、令和 5 年 4 月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。4 月現在の事業所規模 5 人以上及び 30 人以上の事業所について毎月実施している調査でございます。38 ページは 4 月現在の産業別常用労働者の 1 人平均月間現金給与額となっております。41 ページは名目賃金指数で、令和 2 年の現金給与総額の平均を 100 として令和 2 年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。42 ページは令和 2 年のきまって支給する給与の平均を 100 として令和 2 年からの産業別の推移でございます。

53 ページ資料 4 - 5 は、香川労働局職業安定部の令和 5 年 5 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.44 倍、前月差プラス 0.01 ポイント、全国 13 位で、全国平均は 1.31 倍でございます。平成 23 年 8 月以降 142 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の

有効求人倍率は 1.12 倍、前年同月比プラス 0.01 ポイントでございます。雇用情勢判断は「持ち直している」と判断されております。

71 ページ資料 4－6 は、四国財務局の令和 5 年 4 月香川県内経済情勢報告でございます。総括判断は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

81 ページ資料 4－7 は、2023 年 7 月 18 日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。概況として「香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。」とされています。

87 ページ資料 4－8 も日本銀行高松支店の企業短期経済観測調査結果の概要（2023 年 6 月）—四国地区、香川県、徳島県—でございます。88 ページをご覧ください。香川の全産業は、2023 年 6 月の時点で 6 月の最近の業況感がプラス 7 %ポイント、前回 3 月との変化幅はプラス 7 %ポイントとなっております。6 月時点の先行きの業況感はプラス 3 %ポイントで、6 月の最近の業況感との変化幅は、マイナス 4 %ポイントとなっております。

97 ページ資料 4－9 は、四国経済産業局の令和 5 年 4 月分四国地域の経済動向の概要でございます。「四国地域の経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、足踏み状態となっている」とされております。

109 ページ資料 4－10 は、香川県統計調査課の令和 5 年 5 月分高松市の消費者物価指数でございます。総合指数は令和 2 年を 100 として 104.2、前年同月比は 0.5%上昇しております。

113 ページ資料 4－11 は、内閣府の令和 5 年 6 月の月例経済報告でございます。「景気は、緩やかに回復している。」とされております。

123 ページ資料 4－12 は、連合の 2023 春季生活闘争第 7 回最終の回答集計結果でございます。

124 ページ①の平均賃金方式で、2023 年の全体の引上げ額は、10,560 円、引上げ率は 3.58%。2022 年は、6,004 円、引上げ率は

2.07%でございました。

125 ページ経団連の 2023 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況でございます。こちらの資料では、500 人未満で総平均 7,864 円、アップ率 2.94%。2022 年は 5,219 円、1.97%のアップ率でございました。

127 ページ資料 4－13 は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。この資料の 128 ページをご覧くださいまして、香川県においては、一昨年度は昨年度と同じ 1.0%、影響率は、一昨年度の 8.3%から昨年度は 13.2%となっており、全国平均を下回っております。

131 ページ資料 4－14 は、最新の経済指標の動向で、令和 5 年 6 月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。令和 5 年 7 月 12 日（水）に開催された令和 5 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のホームページに掲載されているものでございます。

179 ページ資料 4－15 は、都道府県統計資料編でございます。令和 5 年 6 月 30 日（金）に開催された令和 5 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のホームページに掲載されているものでございます。

180 ページ項目 1 の各種関連指標は都道府県別となっております。県民所得、標準生計費、新規学卒者（高卒）の所定内給与額が示されております。

181 ページ項目 2 は、都道府県別の有効求人倍率の推移となっております。

182 ページ項目 3 は、都道府県別の失業率の推移となっております。

183 ページ項目 4 は、賃金・労働時間の実情と推移（1）賃金となっております。

186 ページは、（2）労働時間となっております。

187 ページ項目 5 (1) は消費者物価対前年上昇率の推移となっております。

188 ページ (2) は消費者物価地域差指数の推移となっております。

190 ページ項目 6 は消費支出額の推移となっております。

192 ページ項目 7 は労働者数等の推移となっております。

195 ページ資料 4 - 16 は、業務統計資料編でございます。令和 5 年 6 月 30 日 (金) に開催された令和 5 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省のホームページに掲載されているものでございます。

196 ページは令和 4 年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

197 ページは都道府県別の目安と改定額との関係の推移

198 ページは効力発生年月日の推移

199 ページは全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移

200 ページは最高額と最低額及び格差の推移

201 ページは地域別最低賃金引上げ率の推移

202 ページは最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果です。

205 ページ資料 4 - 17 は、足下の経済状況等に関する補足資料です。令和 5 年 6 月 30 日 (金) に開催された令和 5 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、更に 7 月 12 日 (水) に開催された第 2 回目安に関する小委員会で 1 回目の更新資料として出されたものを更新したものです。

ですので、この一連の資料は 7 月 12 日の更新後の資料と差し替えた対応となっております。

説明は以上でございます。

○柴田部会長

ただ今事務局より、資料の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

○立石委員

すみません。資料の中で、私の見落とししかもしれませんが教えてください。

例年、影響率と未満率の表といたしましょうか。例えば今 878 円だ
とこの辺りで、プラス何円だとここになると、1 円刻みで書いてい
たやつが毎年出ていたんですが、今年はこの資料はどこかにあるん
でしょうか。

○賃金室長

8 月 1 日の予定です。まだ今日の資料にはついていません。

○窪田委員

すみません、1 点質問なんですけど、127 ページと 199 ページな
んですけど、この 2 つについては A～D のランクになっているので、
これは去年までのランクで書かれていると思うので、これで言うと
香川は C ランクが適用されているということによろしいですか。

○賃金室長

はい、そうですね。従来のものという形になりますので。

○柴田部会長

他いかがですか。よろしいでしょうか。

その他、事務局から何かありますか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に
残っていただきますようお願いいたします。

今後の審議日程ですが、8 月 1 日（火）15 時 15 分から同じくこ

の北館 702 会議室において第 2 回専門部会を、また第 2 回の専門部会の状況にもよりますが、8 月 4 日（金）10 時から同じくこの北館 702 会議室において第 3 回専門部会を開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、7 月 24 日（月）は、本日開催が出来なかった場合の予備日としていましたが、本日開催されましたので、7 月 24 日の開催の必要性がなくなりました。

以上でございます。

○柴田部会長

ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは次回の専門部会は、8 月 1 日（火）15 時 15 分から、第 3 回専門部会を 8 月 4 日（金）10 時から開催するということですので、よろしくお願いいたします。

また、7 月 24 日（月）を本日の予備日としておりましたが、本日開催されましたので、7 月 24 日の開催はありません。

それでは本日の議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。

特にないようであれば、以上をもちまして、第 1 回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

――了――